

第4回 米子市立地適正化計画検討委員会 議事録

開催日時 令和4年7月1日（金曜日）午前10時から

開催場所 米子市立図書館2階 研修室3・4

出席者（敬称略）

委員：小椋弘佳、加藤博和、徳嶋靖子、森田豊充、稲田祐二、山崎倫子、池田典男

オブザーバー：吉田英雅（独立行政法人都市再生機構）

事務局1：八幡部長、相野課長、赤井課長補佐、石倉係長、太田主任

事務局2：株式会社 パスコ（2人）

次第

1 開会

都市創造課長開会宣言

2 挨拶

総合政策部長挨拶

3 議事（要約）

事務局1	（資料説明） (1) 立地の適正化に関する基本的な方針について
小椋委員長	ただいま説明いただきました基本的な方針についてご意見等がございましたらよろしく申し上げます。
森田委員	参考資料2の2ページまちづくりの理念について、意見概要にはない「歩いて暮らせる」という言葉が今回の理念（案）に盛り込まれた理由をお伺いしたいです。
事務局1	第3回委員会では「歩いて暮らせる」というご意見はなかったのですが、市民アンケートによると、米子市に今後必要な施策として「持続可能で歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けた取組」が最も多いという結果でした。また、歩いて行ける範囲に、日常生活に必要なスーパーや病院等の生活機能が充実したまちの実現を目指すという立地適正化計画の方向性も踏まえて、「歩いて暮らせる」という文言を入れさせていただきました。

森田委員	「歩いて暮らせる」というと対象エリアが限られるのではないかと 思いますが、どのようなイメージでしょうか。
事務局 1	国交省の「都市構造の評価に関するハンドブック」によると、徒歩 圏は 800m とされていますので、自宅を中心とした 800m 圏内にスーパ ーや病院等の施設があり、日常的に不便なく生活ができ、その一方で、 休日は公共交通でまちなかの百貨店等に行くことができるといった、 利便性を保つことと生活の維持・向上を重視したいと考えています。
森田委員	生活拠点が点在したまちを実現するということでしょうか。
事務局 1	立地適正化計画の策定にあたっては、「車中心の社会」から「公共交 通の利用と併せた、歩いて暮らせるまち」を目指すというメッセージ を市民のみなさんに送りたいという気持ちがあります。そこで、市民 アンケート結果を含めた様々なご意見を踏まえて「歩いて暮らせる 住んで楽しいまち」を案として挙げさせていただきました。 今回の議題については 7 月の議会で報告する予定ですが、そちらで も様々なご意見をいただくことになり、最終的には文言が変わる可 能性もあります。私どもとしては委員の皆さんにいただいた意見をベ ースに理念を作り上げたいと考えておりますので、よろしくお願いま す。
小椋委員長	他にご意見等がございましたらお願いします。
池田委員	理念や施策・誘導方針の中で「商都」や「新商都」という言葉が出 てきます。それぞれの意味や使い分けについてお伺いしたいです。
事務局 1	「新商都」という表現は、米子市のまちづくりビジョンで定義され ていますが、ご指摘を踏まえて、改めて説明する必要があると考えま す。「新商都米子」は、交通の要衝としてにぎわいがある、かつての「商 都」の在り方を受け継いだまちづくりというイメージですが、市民の みなさんにも「新商都米子」のニュアンスが分かるよう、計画書内に 記載したいと思います。
小椋委員長	他にございませつか。

徳嶋委員	<p>前回と比べて、今回はすごくイメージしやすい理念になっていると思います。「歩いて暮らせる」というのも、市民アンケート結果を基にした、いわば米子市民にとっての理念なので、読んだときに誰にでも分かりやすく良いと思いました。</p>
稲田委員	<p>上位計画である「米子市都市計画マスタープラン」では「まちなかと郊外が一体的に発展する」という理念が掲げられていますが、「一体的に発展」というと郊外の小規模な開発や無秩序な開発を助長しかねないと考えています。その点、立地適正化計画のまちづくりの理念では、「まちなかと郊外がつながるまち」と読み解かれていて良いと思いました。</p>
森田委員	<p>「歩いて暮らせる」という表現から、中心市街地に焦点を当てた理念という印象を受けましたが、拠点ごとのまちづくりをしていくということであれば、まちづくりの理念としての意味が通ると思います。</p>
小椋委員長	<p>立地適正化計画では、まちなかと郊外をつなげるネットワークという視点も必要かと思いますが、事務局いかがですか。</p>
事務局 1	<p>ご指摘のとおり、立地適正化計画は、まちなかと郊外それぞれの拠点をいかに結ぶかということも視野に入れた計画になります。</p> <p>居住誘導区域及び都市機能誘導区域は中心部に設定することになりますが、市域全体を見通した計画であることを前提に、今後も計画内容を検討したいと思います。ありがとうございます。</p>
小椋委員長	<p>「歩いて暮らせる」という表現に、集約型のまちづくりを目指していることが反映されていて、「まちなかと郊外がつながるまち」では米子市全体の目指すべき姿が表現されていると読み取れると思います。</p> <p>全体的によいという意見が多かったと思いますので、議事 2 に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 1	<p>(資料説明)</p> <p>(2) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定について</p>
小椋委員長	<p>ご意見やご質問等ありましたらお願いします。</p>

<p>加藤副委員長</p>	<p>居住誘導区域や都市機能誘導区域に設定された場合とされなかった場合でどのような違いがあるのかを教えてください。</p> <p>また、人口が増えているものの、公共交通の条件から誘導区域外となっている地域については、郊外に家建てて自家用車で中心市街地に移動している若い方が多いのではないかと思います。誘導区域の設定により、誘導区域内に居住人口が増加した場合のキャパシティが残っているのかが気になるところです。例えば、居住誘導区域となっている中心部でも空き店舗や空き家が増えたりしていますから、そういうところに住み替えてもらうなどの対応が考えられると思います。</p> <p>一方で、三柳地区のように高齢の居住者が多いエリアでは、公共交通が重要だと言えます。誘導区域に設定された場合、公共交通の増便などのメリットがあるとすれば、現在の条件にあてはまらない地域も積極的に区域に入れることも考えられるのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 1</p>	<p>居住誘導区域や都市機能誘導区域に設定された場合とされなかった場合の違いとして、都市機能誘導区域のうち誘導施設に位置づけられたものは財政上・金融上の支援措置が受けられるという特徴があります。居住誘導区域については都市機能誘導区域ほどの支援措置は見込めませんが、有効な誘導施策を検討したいと考えています。</p>
<p>事務局 2</p>	<p>区域設定によって大きく変わるのは、都市再生特別措置法に基づいた届出制度が運用されるということです。居住誘導区域外において一定の開発行為・建築行為等を行う場合や都市機能誘導区域外において誘導施設の開発行為・建築行為を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設の休止・廃止を行う場合は届出が必要になります。例えば、居住誘導区域外ですと3戸以上の住宅や1戸又は2戸の1,000㎡を超える開発行為は届出が発生することになります。</p>
<p>事務局 1</p>	<p>今回ご提示している誘導区域と公共交通との関係について、バス路線は事業者と話し合っ決めてますが、人口増加やニーズがあれば路線は変更されるものと考えています。</p> <p>また、今年度、公共交通ビジョンの見直しもしておりますが、人口集中エリアだけでなく、自由通路整備の影響も考慮して、米子駅南側にもバス路線が必要になるのではないかと検討をしているところです。</p> <p>このように、現在の公共交通網で考えると条件除外となったエリア</p>

<p>稲田委員</p>	<p>も将来的にみれば条件にあてはまるようになる可能性もありますので、計画の見直しに合わせて誘導区域も検討していく必要があると考えます。</p> <p>公共交通の設定条件に関連しますと、国交省の「都市構造の評価に関するハンドブック」を根拠に居住誘導区域の設定条件としていますが、ピーク時片道3本以上のバス停となると米子市では数が限られてしまうため、全国基準でよいのかどうかというところもご意見いただきたい点です。</p> <p>居住誘導区域の条件の一つに「人口が集積している区域」とありますが、基本的な考え方として市街地の範囲は年代ごとに移り変わるものです。市街化区域全体を居住誘導区域として位置づけるのは困難ですが、例えば永江地区であれば県営・市営住宅が建設されており、それにはインフラ整備として税金が投入されていますので、長い目でみて区域の在り方を考えてはどうかと思いました。</p> <p>区域の在り方という点では、防災の視点も踏まえる必要があります。しかし、資料2の10ページをみると、土砂災害警戒区域について「防災指針において対策を検討します」と記載されており、立地適正化計画の中でも具体の対策を明示すべきであると考えます。</p> <p>また、誘導施策の話になりますが、新築を促進するような政策が取られてきたなかで、ヨーロッパのように、良い建築物は修繕しずっと残していくという考え方を取り入れて、空き家を活用する施策も大切かと思います。</p>
<p>小椋委員長</p>	<p>事務局からご意見ございますか。</p>
<p>事務局1</p>	<p>ご指摘のとおり、永江地区のように公営住宅等に設備投資がなされた一方で居住誘導区域から外れているエリアについては、居住を制限するのではなく、車を中心に生活している若い世代の方や、静かなところを望んでいる方に住んでいただくなど区域ごとの色づけをしながらエリアを定めるということも考えられます。公共交通を活かした持続可能なコンパクトなまちを目指しつつも、ご指摘のように、長い目で区域を検討したいと思います。</p> <p>空き家等については、既存ストックを今後使ってもらえるようにするのが行政の役割だと思っていますので、ご意見を踏まえた施策の検討を行いたいと思います。</p>

事務局 1	<p>居住誘導区域について永江地区の話がありましたが、中山間地との連携でまちづくりを進めていることも考慮し、現在のまちづくりの継続を優先して居住誘導区域に含めないなど、地域特性も踏まえながら事務局内で検討しています。</p> <p>防災の観点につきましても、米子市全体で様々な対策を講じているところですが、立地適正化計画の中では、特に居住誘導区域内の災害リスクへの対策を防災指針として定めることになっています。例えば米子市の市街地は、日野川水系により浸水区域の範囲が多くなりますので、浸水区域を誘導区域から外すという判断は現実的に困難になります。そこで防災指針において、今後の具体的な防災方針やハード・ソフト対策を定めるということです。</p> <p>現段階では防災指針ができていませんので、「対策を検討します」というあいまいな表記になっていますが、今後委員会でも案をお示ししご意見いただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
山崎委員	<p>届出制度について、建物として 1,000 m²以上の開発であれば届出が必要になるということでしょうか。</p>
事務局 2	<p>はい。1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のものが対象となります。米子市では、市街化区域と市街化調整区域が定められていますが、市街化区域の中に、今回さらに居住誘導区域を設定するということになります。</p>
山崎委員	<p>市街化区域の中の居住誘導区域内では、基本的に届出は不要ですが、市街化区域の中でも居住誘導区域外になっているところは届出が必要ということですね。その条件が 3戸以上の住宅開発や 1,000 m²以上の住宅開発というところであれば、米子市にとって、インパクトは大きくなると思います。</p>
事務局 1	<p>影響が大きいことは認識しています。</p>
山崎委員	<p>わかりました。</p>
森田委員	<p>2点あります。都市機能誘導区域で誘導しようとしている施設は何か、教えていただきたいです。</p>

<p>事務局 1</p>	<p>それと、事務局の説明の中で、市街化区域内で定める誘導区域というのは、違う言い方をすると、市街化区域の変更ではなくて、市街化区域内の密度を高めるために、市街化区域を縮小させるイメージで、それが行政の目的なのかと理解しました。それでよろしいでしょうか。</p> <p>誘導施設につきましては、この後に詳細にご説明いたしますので、ここでは省略いたします。</p> <p>2 点目につきましては、森田委員のお見込みの通りで、国が考えているのは、今ある市街化区域の中に居住誘導区域を定めることによって広がりを抑えていくことで、現在は市街化区域であっても、都市的な土地利用がなされなくなった箇所については、極端に言えば、調整区域にすることも将来的には考えなければなりません。ただ、それができるようになるのは、10 年後、20 年後というスパンではないと思っています。</p> <p>米子市としても今の市街化区域をいかに維持していくかを重視していきたいと考えていますので、コンパクトにするために不必要に薄く広がらないようにしていくために取り組んでいます。</p>
<p>事務局 1</p>	<p>都市計画の規制は厳しい規制と緩やかな規制の二通りに分かれていると思いますが、要は緩やかにそういう方向に誘導していこうという趣旨です。</p> <p>ただ、これは全国一律の法律になります。今は人口減少時代ですので、全国的に見ても市街化区域の中でも DID のないエリアは多くあり、特に平成の大合併をしたところは、その傾向が強いと聞いています。一方で、米子市がそれに当てはまるのかどうかということ資料で説明したいのですが、一部のまちなかや飛び地である永江地区や浜河崎地区など、DID に含まれない地区もありますが、概ね市街化区域の中に人口が集積しています。</p> <p>森田委員からありましたように、都市計画で線引きを変えるのは非常に難しいですが、立地適正化計画において居住誘導区域等を設け、その中で人口密度を高めていく必要があると認識しています。</p>
<p>事務局 2</p>	<p>立地適正化計画では、緩やかに誘導していくのがメインで、必要な都市機能を充実させて、人口密度を維持していく。そういう計画だどご理解いただければと思います。</p> <p>他の市町も同じような考え方でされています。ある地方都市では、</p>

	<p>DID はありませんが、役場周辺や道の駅周辺の中心部を町として盛り上げていきたいということや、病院を建替えたいという意向があったので、立地適正化計画の制度をうまく活用し、中心部に病院を建替えたという事例もあります。立地適正化計画は手段だと思っていますので、それを活用してあるべき姿に持っていくのが大事なのかと思います。</p>
事務局 1	<p>吉田オブザーバーは、これまでに関わってこられた中で、他市の状況等は分かりますか。</p>
吉田オブザーバー	<p>にわかに他市の適当な事例は思い当たりませんが、米子市が目指す将来像に向けて、実際に事業を進めていこうという段階になったときに、その事業が立地適正化計画の中でそういう位置づけになっているかが重要であると認識しています。</p> <p>考え方としては、市として実際に施策を打っていこうとしている事業があれば分かりやすく計画に位置づけ、まだ施策に至らないものの誘導していくべき機能があれば、民間事業者のアイデアも持ち込みながら実現に向けていける方向性が記載されている、そういう意味で、計画書の記載方法としては、ある程度広く拾えることができるような表現にしておき、方向性が明確になった段階で具体化していくといったとらえ方をするとよいのではないかと思います。</p> <p>今後 20 年間を見据えた計画という意味では、具体的に位置づけるものから、広く拾えることができるものまで、濃淡をつけることで、段階的に将来像を実現していくストーリーがつながって、計画書として分かりやすいのではないかと思います。</p>
小椋委員長	<p>ありがとうございます。他にご意見等ございましたらよろしく願います。</p>
池田委員	<p>防災の関係で、稲田委員からお話があって、事務局も答えられたので、あえて繰り返す必要はないのですが、災害リスクの高いところを居住誘導区域に含めるのはどうなのかという考え方を持っています。</p> <p>資料の 12 ページに浸水想定区域について書かれています。中段に、「観音寺新町の東部の市街地については、一定の浸水が想定されるとともに、家屋倒壊等氾濫想定区域にもなっています」といった文言がありますが、そういった場所でも避難先が概ね確保されていると判断</p>

<p>事務局 1</p>	<p>し、居住誘導区域に含めるという表現になっているかと思います。家屋倒壊等氾濫想定区域は河川が氾濫した時の影響がとても大きいエリアだと思いますので、防災指針において、ぜひ方針や対策について記載していただきたいと思います。</p> <p>一方で、現在、災害対策として整備を行っているところや、これから整備を行うところなど、いろいろあると思いますが、それも防災指針の中に入ってくるのかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>防災指針について、今後整備予定がある部分等については、反映したもので指針をつくらうと考えています。</p> <p>今回の委員会では日野川河川事務所の方にもオブザーバーとして入っていただくことを予定しています。米子市の場合は、特に日野川の影響が大きいので、そのあたりのご意見を伺うとともに、できれば事前に日野川の方と調整しながら、防災指針をお示ししていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>他市になりますが、実際に洪水災害を受けたところを今後どうするかについて、防災指針の中で位置づけている自治体があります。その地区については、一旦は居住誘導区域に指定しないものの、例えば河川のハード整備やソフト対策を目標として掲げ、それらが整った後に居住誘導区域に入れることを検討する、という位置づけをされています。米子市においても、現時点でそこまでの地区は想定していませんが、必要に応じて防災指針で位置づけながら区域を設定したいと考えています。</p>
<p>小椋委員長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>徳嶋委員</p>	<p>資料 5 の②の「公共交通の利便性が確保されている区域」の条件が、国の基準では鉄道駅から 800m 圏、またはピーク時に片道 3 本以上のバス停から 400m 圏となっていますが、これを条件に考えるのは、難しいのではないかと思います。</p> <p>永江地区の話も出ていましたが、団地内の空きスペースでお年寄りの健康相談を行っていたり、住民同士で公共交通を補うタクシーのような運営をされていたり、健康や福祉の面でも住民の方々自身が様々な取組をされていると聞いています。</p> <p>それがあるからあまり問題のないエリアなのかもしれませんが、中にはコンパクトに頑張っているエリアもあります。コンパクトなエリア</p>

<p>吉田オブザーバー</p>	<p>アをつないでいくのが今回の趣旨だったと思うので、国の基準に沿って②の条件で切ってしまうのは、今回のまちづくりの趣旨から外れてしまうのではないかと思います。</p> <p>資料5の居住誘導区域の設定については、これまで居住を誘導してきた様々な施策のレイヤーを重ねたときに、そこから外れたエリアを立地適正化計画の中で居住誘導していくかどうか、そういう議論だと思います。</p> <p>1②の公共交通の利便性が確保されている区域を設定条件とした場合のレイヤーについては、これまで居住誘導を目指した施策のレイヤーではないですが、冒頭に森田委員からご指摘があった「歩いて暮らせる」というコンセプトの話でいくと、伯耆大山駅周辺はDIDの面では外れるエリアとなっていますが、公共交通の利便性の面では居住誘導区域に含めてもよいのではないかと思います。</p> <p>観音寺新町地区についても、都市計画事業として土地区画整理事業を実施したのであれば、市の施策としての居住誘導が進められてきた区域なので、防災指針で個別の扱いをしつつ、住誘導区域に入れるのが適当ではないかと思いました。</p> <p>また、米子市民ではない者の感覚なので、皆さんは納得されているところかもしれませんが、皆生温泉エリアが都市機能誘導区域から外れている点は、都市機能を誘導する部分ではないかもしれませんが、観光センターやバスの発着点もあるまちの拠点という位置づけは間違いないと思うので、この点をどうとらえているのかは皆さんと共有しておいた方がよいと思いました。</p>
<p>小椋委員長</p>	<p>まちづくりの理念とリンクさせて区域は設定されるべきだと思います。そういう意味では、国による一律の指定基準のままではリンクが難しいと感じています。</p> <p>居住誘導区域の考え方として、積極的に居住誘導を図る場所のほか、そこから外れた場所も現在の居住は維持していく必要があります。例えば金沢市では「一般居住区域」といったオリジナルな区域が設定されているかと思いますが、そのように段階的にレベルを分けて区域を設定するのもあるのかと思いました。</p> <p>誘導施設についても、都市機能として、行政施設、文化施設、観光施設、スポーツ施設もあると思いますが、どこに米子のオリジナリティを出すかにつながるとと思いますので、次の議題3のところでも検討い</p>

事務局 1	<p>ただけたらと思っています。</p> <p>ありがとうございます。皆様方のご意見を踏まえたうえでしっかりと考えていきたいと思ひます。</p>
小椋委員長	<p>議題 3 に移らせていただきます。2 について質問がありましたら、後で一緒にお願ひします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願ひします。</p> <p>(資料説明)</p>
事務局 1	<p>(3) 誘導施設・誘導施設の検討について</p>
小椋委員長	<p>誘導施設と施策についての説明でした。ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。</p>
森田委員	<p>誘導施設について、コンパクト・プラス・ネットワークという考え方を踏まえて、誘導区域に含まれない郊外部の中心地に必要なものが立地できるようにしていただきたいという思いがあります。産業振興の立場で申し上げますと、誘導施設をガチガチに指定されると中心市街地以外の適地に建てたいものが建てられなくなるので、慎重にご検討いただきたいです。</p>
事務局 1	<p>ありがとうございました。ご意見はこちらで受け止めさせていただきますので、引き続きよろしくお願ひします。</p>
小椋委員長	<p>現在の案では、都市機能誘導区域は一つのエリアで、いびつながらもつながっているような形になっているかと思ひますが、区域を指定するときには飛び地でもよいのでしょうか。今回の案は意図的につなげたような形なのでしょうか。</p>
事務局 1	<p>今回の案の区域の考え方としては、中心市街地のエリアと東山公園を都市機能誘導区域として設定したいという考えでしたので、当初の事務局案では飛び地でした。一方で、中心市街地と東山公園を結ぶエリアも、例えば米子駅から東山公園へ誘導していく大事なエリアになるかと思ひますので、つなげたということになります。</p> <p>誘導区域の考え方としては、基本的に飛び地でも問題ありません。また、現在の案では皆生温泉エリアは入れていませんが、ご意見をい</p>

<p>事務局 2</p>	<p>いただきましたので、検討したいと思います。</p> <p>皆生温泉エリアについて、温浴施設や宿泊施設は誘導施設としての補助等は認められていませんが、市独自の誘導区域として設定し、市の施策で維持していくという形であれば、立地適正化計画の中に位置付けている自治体もあります。事務局の中でも皆生温泉エリアを入れるかどうかの検討も行っていたので、いただいたご意見を踏まえて、今後も検討していきたいと思います。</p>
<p>小椋委員長</p>	<p>ありがとうございます。他にございましたらよろしく申し上げます。</p>
<p>吉田オブザーバー</p>	<p>今回設定していく誘導区域の中で、都市機能ではないと思いますが、駐車場はどのように捉えるのでしょうか。大都市の都市部に行くと低未利用地といった捉え方をしがちですが、米子市の中心市街地をこれから活性化させていくには、駐車場も大事な機能として必要になってくると思います。「歩いて暮らす」「住んで楽しい」を考えたときに、駐車場のあり方も、どこかに位置づけてもよいのではないかと思います。</p> <p>空き家の中でも特に「町家」については、米子市の文化・観光資源として非常に特徴的なものではないかと思っているので、誘導施策の中に町家とまちなみの保存を位置付けてもよいと思います。将来、発展的で楽しいまちにするのであれば、そういう施策も位置づけると米子らしくて面白いのではないかと思います。</p>
<p>事務局 1</p>	<p>ご意見ありがとうございます。駐車場の話がありましたが、誘導施設は「法的な部分における施設」という捉え方をしているかと思います。ただ、まちの中の施設はこれだけではないと思いますので、駐車場のような施設も検討します。</p> <p>町家の空き家については、住宅政策課とも話をしておりますので、施策に位置付けられたらと思っていますので、引き続き検討したいと思っています。</p>
<p>稲田委員</p>	<p>公共施設だけではなく民間施設も誘導するという意味では、制度として民間に対する支援等があると考えてもよろしいですか。</p>
<p>事務局 1</p>	<p>制度としてはあります。</p>

<p>稲田委員</p>	<p>例えば、商業施設があるのであればアミューズメント施設があってもよいと思います。また、米子駅の南へ人口を誘導したいのであれば、場所にもよりますが、民間の宿泊施設があってもよいと思いました。</p> <p>米子市の人口密度は比較的多いとは思いますが、絶対の人口数が足りないと思います。中核市にも指定されていません。</p> <p>高速道路が整備されてマイカーでも行けますが、公共交通を使って中海圏域の都市に便利よく行けることになれば、バスなどを利用する機会も増えるかと思えます。駐車場の話が出たので、駅の近くに土地があればパークアンドライド等の施設で鉄道利用を促進して利便性を高めるというアイデアもあると思いました。</p> <p>最近、南海トラフ地震が差し迫っているようでとても心配しています。危機管理のことを考えると、発電所ができたのは良いことだと思いますが、日本海側も様々な機能を持っていないと日本全体からすると非常にまずいと感じます。最近では日本海国土軸と言わなくなりましたが、日本海側の山陰地区で米子市はそれなりの体制が整っていると思いますので、データのバックアップセンターや製造業のBCP 実現のための生産拠点の誘致等を含めた総合的な方針を PR してはどうかと思います。</p>
<p>事務局 1</p>	<p>国の施策もありますが、これからまさに皆様方と一緒に米子市独自の誘導施策を考えていきたいと思っていますので、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>また、本市におきましては、中海圏域ということで、日本海の軸として第3位の人口集積地ですので、様々な取組をしています。また、デジタル田園都市国家構想の中で海底ケーブルという話もあり、データセンターの設置も見据えています。ただ、それをどこまでこの計画に書き入れるかは難しい話ですが、鳥取県とも一緒になって、日本海を軸にしたまちづくりも当然視野に入れて、これからも進めていくべきだと考えています。</p>
<p>森田委員</p>	<p>吉田委員からもありましたが、駐車場の問題もあると思います。米子市の中心市街地は、米子市の方だけではなく、周辺にお住いの方も集まってくるので、まちづくりをする中で、周辺の方の視点も考えた方がよいのではないかと思います。例えば市民アンケートをとっていますが、市民から見た中心市街地、こうあるべきだということも大事</p>

<p>加藤副委員長</p>	<p>だと思いますが、圏域の中心部であることも視点に入れていただければと思います。</p> <p>駐車場の問題はありますかと思っています。公共交通の条件で、ピーク時片道3本以上とありました。朝の通勤・通学時間帯はそうかもしれませんが、それ以外の時間帯は少ないわけです。</p> <p>公共交通を中心としたまちづくりは、理想形ではありますが、現実問題、私もマイカーで移動することもあります。私自身、中心市街地にあまり足が向かないことがあります。市役所の駐車場に止めて図書館に行ったりしますが、それより先に行かないのは駐車場の問題があるからだと思います。それとまちを結びつけていく必要があると思います。駐車場をつくるのは高度利用にならないのかもしれませんが、米子市に多くの人を呼んでくるには必要な機能ではないかと考えます。国の基準と米子市の現実に合わせてオリジナルな考え方という話が出ていましたので、その辺の調整も必要かと思っています。</p> <p>最近、商店街のフィールドワーク行いましたが、個性的な店や新たに入ったお店もありまして、魅力的な部分もありました。誘導施設の案の6ページに、商業機能としては大規模小売店舗が想定されていますが、規模が小さめの多様な店がいくつもあることも魅力につながると思います。お昼の店だけではなく、夕方から夜にかけての飲食や米子の魅力としてナイトタイムもあると思います。そういった部分が商都米子の特色だと思いますので、商都・新商都として、様々な人が交流し、ビジネスや商業をしていくことを誘導の魅力にできないかと思っています。確かに大規模小売店舗が来れば大きな集客力になると思いますが、それにプラスして、小規模な店舗も考えていただければと思います。</p> <p>アンケート調査結果ではそれほど高くはないですが、都市計画マスタープランでは「オフィス機能」も書いていますので、オフィスの機能も必要であると思います。商店街に行くと空き家をリノベーションしてコワーキングスペースとして提供していたところもありました。そうしたのも都市機能として挙げてよいと思います。</p>
<p>小椋委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認ですが、議題が多くて意見が出尽くしていないような感覚がありますので、次回の防災指針の時にも今回の議題についても再検討していくという認識でよろしいですか。</p>

事務局 1	はい。次回は、防災指針だけではなく、今回検討していただいた部分についても意見をいただければと思っていますので、よろしくお願いします。
小椋委員長	ご意見よろしいでしょうか。 その他、事務局からお願いします。

4 その他

事務局 1	<p>これまでの立地適正化計画の検討状況等について、今年の3月に都市計画審議会で報告をさせていただきました。</p> <p>次の議会では、現在の検討状況等の報告をさせていただこうと思っています。そこでの議員の皆様のご意見も加えながら、今日いただいたご意見を踏まえて案を取りまとめていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。</p> <p>その他としては以上になります。</p>
小椋委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、第4回米子市立地適正化計画検討委員会を閉会させていただきます。</p>

5 閉会